

るものです。しかし、飲酒運転事故の現状をみると、国は、特に飲酒運転を容認や助長することとなるものに限って例外として認め禁止しました。

即ち、例外として認めたのは、次の四つに制限しました。

一 酒酔いや酒気帯び運転するように指示や容認した者は、飲酒運転した本人と同等に処罰することにしたことです（法一一七条の二の二第六、七号）。

※ 特に車の保有者や監督指導する立場の人は、責任が重い。

二 何人も車両の提供を禁止した（法六五条二項）。

処罰される者は、酒気帯びで飲酒運転するおそれのある者に車両を提供した者が、

① 提供された運転者が酒酔い運転した場合は、五年以下の懲役又は一〇〇万円以下の罰金となります（法一一七条の二第二号）。

② 提供された運転者が、酒気帯び運転した場合は、三年以下の懲役又は五〇万円以下の罰金となります（法一一七条の二の二第二号）。

※ 即ち、車を貸すことは、飲酒運転した本人と同等の刑罰を受ける大変重い罰則です（前より四倍の

刑罰）。

ですから、「飲んだ人には絶対に車を貸さない」ことです。

三 何人も、酒類の提供を禁止した（法六五条三項）。

処罰されるのは、飲酒運転するおそれのある者に酒類を提供した者は、

① 提供された運転者が酒酔い運転した場合、三年以下の懲役又は五〇万円以下の罰金となります（法一一七条の二の二第三号）。

② 提供された運転者が、酒気帯び運転した場合、二年以下の懲役又は三〇万円以下の罰金となります（法一一七条の三の二第一号）。

※ 即ち、酒類を提供しただけでも、運転されると厳しい処罰を受けますから、「運転する人には、絶対に飲ませない」ことです。

四 何人も、飲酒運転車両に同乗を禁止した（法六五条四項）。

① 運転者が酒気を帯びていることを知りながら、車に乗せてくれるように要求や依頼して、その飲酒運転車両に同乗した場合は、二年以下の懲役又は三〇万円以下の罰金となります（法一一七条の三の二第二号）。

② また、運転者が酒に酔っている

ことを知りながら、自分から乗せてくれるように要求や依頼して、

その酒酔い運転車両に同乗した場合は、より重い三年以下の懲役又は五〇万円以下の罰金となります（法一一七条の二の二第四号）。

※ 飲んだ車に乗るのは、自殺行為と同じです。

「飲んだ人の車に絶対に乗らない」ことが大切です。

以上、飲酒運転する周辺者に対する制裁は、その運転者が、飲酒運転を実行したことによって始めて処罰されることとなります。そのためには証拠となる飲酒検知が必要となります。

取締りの強化等

一 飲酒検知を拒否する者に罰則が強化されました。

運転者は、飲酒検知を拒否すると三月以下の懲役又は五〇万円以下の罰金を受けます（法一一八条の二）。

今回は、飲酒運転の刑罰をのけるために拒否する者が少なくなかったため、特に罰金の加重のみならず新たに懲役刑を科したことです。

これで、単なる罰金で済まされ

なくなったことです。

二 警察官に免許証を提示する義務が課されました。

運転者は、警察官が免許証の提示を求めた場合には提示しなければなりません。

提示を拒否すると五万円以下の罰金を受けます（法一二〇条一項九号）。

即ち、今回の改正で、すべての運転者に提示する義務が刑罰で担保されました。

以上のごとく、飲酒運転について、本人のみならず、周辺者も含めて徹底的に強化し、車社会から飲酒運転の根絶を図られました。

三 最も悪質で危険な救護義務違反、即ち、ひき逃げ運転の罰則が強化されました（但し軽車両は除かれます）。

ひき逃げする大半は飲酒運転や無免許運転であることから、極めて悪質で危険な行為であるばかりでなく、すぐ救護すれば死亡せうに又は重傷にならずに済んだだろうと思われる事故が少なくありません。

このようなことから、ひき逃げ運転は、一〇年以下の懲役又は一〇〇万円以下の罰金となりました。